

腰越行政センター非常用発電機点検仕様書

本発電装置は、商用電源停電発生時に、重要な負荷並びに防災設備の電源を確実に給電するために設けられたものであり、受託者は下記の要領で点検等の業務を実施しなければならない。

第1条 本機の原因機は、ディーゼルエンジンを使用しており、万一の非常時においてエンジンの始動失敗がないようにしなければならない。

第2条 法定点検整備は、消防法施行規則 31 条の 4 の規定に基づく告示のあった点検内容、点検期間、報告等を消防設備士または消防設備点検資格者が実施しなければならない。(1) 機器点検（作動検査、外観検査、機能検査）（6ヶ月点検） 1回
(2) 機器点検（6ヶ月点検）及び総合点検 1回

第3条 契約期間を通して、事故、故障に対するサービス待機を行い、本機に障害が発生した場合、速やかに点検、保守にあたり、障害を復旧しなければならない。

（設備概要）

設置場所：腰越行政センター

燃料：ディーゼル

容量：100KVA